

台風や大雨による浸水被害が発生したら、

次のようなことに注意してください。



水害時には、下水やし尿の氾濫、腐敗物の漂着や散乱などにより、不衛生な状態となります。

また、上水道の断水や井戸水の汚染などにより、清潔な水を使用することができなくなることもあります。

そのため、糞尿や井戸水、手指を介して経口感染する腸チフス、パラチフス、赤痢、大腸菌などの腸管系細菌による伝染病が発生しやすくなります。蚊やハエなどが発生し、伝染病を媒介する可能性もありますので、消毒などの防疫行為が重要です。

水害が発生した場合、地域防災計画に基づき、防疫（市内での感染症の流行を予防する行為）の必要性を判断します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、県に浸水被害の情報提供を行い、県からの消毒及び駆除の命令等があった場合は、市による消毒等の防疫行為を実施します。

なお、浸水被害により懸念される主な感染症は、一般的に屋外（土壌等）に棲息する細菌等によるものですが、屋外（床下含む）の消毒は原則不要とされています。衛生状態を保ち感染症を予防するためには、不要な泥等の除去清掃と乾燥が最も重要です。

洪水・浸水など水害時の一般家屋の消毒について

個人で消毒を行う場合は、次のとおり衛生対策を実施してください。

【薬剤使用上の注意について】

消毒に使用する薬剤の取り扱いについては、使用上の注意をよく読んだ上で使用してください。

事故等（薬剤の混ぜ合せ禁止・目、のど、皮膚の保護を行う）に注意し、使用は必要最小限（健康や環境へ影響を与えることが有るため）にしましょう。

希釈した消毒液は、時間の経過とともに効果が薄れるため、使い切るようにしましょう。

誤飲事故防止のため、薬剤の別容器への小分けは絶対にやめましょう。

【床上の消毒について】

汚水が付着した壁面や家具、床等は、汚れを水で洗い流し、又は雑巾などで水拭きします。

十分に乾燥した後に、0.1%希釈液にした次亜塩素酸ナトリウム（ハイターやブリーチなどの家庭用塩素系漂白剤）などで散布または清拭して消毒します。

その後は風通しをよくして乾燥させます。

【床下浸水したときは】

汚れを水で流し、風通しをよくして乾燥させます。

基本的に、土壌への消毒は必要ありません。

次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤)希釈倍率目安表（参考）

使用場所	希釈割合/水の量	1ℓ	10ℓ	18ℓ
食器類・流し台・浴槽	200倍希釈 (0.02%希釈液)	5mℓ	50mℓ	90mℓ
家具類・床	10倍希釈 (0.1%希釈液)	100mℓ	1000mℓ	1800mℓ

個人で消毒を行われた場合の費用は、自己負担となります。

なお、市では薬剤の配布は行っておりません。

また、市では井戸水の水質検査は行っておりません。検査を希望される場合は、専門業者へお問い合わせください。費用は自己負担となります。